

# 養護者による高齢者虐待 防止・対応マニュアル

令和7年4月（改訂）

静岡市

## はじめに

静岡市の「第4次総合計画（令和5年～令和12年度）」の「5大重点政策」には「こどもの育ちと長寿を支えるまちの推進」が掲げられています。それに基づき、市民が、住み慣れた地域で生きがいをもって、自分らしく暮らし続けられるよう、「静岡型地域包括ケアシステム」を構築するとともに、本市の恵まれた生活環境を活かし、さらなる「健康寿命」の延伸に取り組むことによって、世界に誇れる「健康長寿のまち」及び、誰もが生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできる「誰もが活躍の都市」の実現を目指しています。

高齢者が地域で尊厳を持ち自分らしく健やかに暮らし続けるためには、地域住民の“見守る力”や“地域で支え合う体制”などの充実を図ることや高齢者への虐待の防止と発生後の早期対応の実現に努めていかなければなりません。

養護者による高齢者虐待発生の要因は様々です。高齢者側の要因には、認知症や精神症状によるもの、身体的自立度の低さや排泄介助の困難さ等があり、養護者側（介護者側）の要因には、介護疲れ・介護ストレス、理解力の不足や低下、知識・情報の不足、などがあり、虐待が発生していることがわかってきました。また、経済的問題や、それまでの家族関係などが起因していることも明らかになってきています。そして、養護者（介護者）や高齢者が、虐待の事実を隠そうとする傾向もあるため、高齢者虐待が表面化しにくい状況があります。

本市の「高齢者虐待防止・対応マニュアル」は、平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）の施行にあわせて策定し、概ね3年ごとにマニュアルを改訂し、より良い対応を目指してきました。

国の調査などでは、高齢者虐待の相談数が伸び、虐待件数は、横ばい傾向が続いています。また明らかになった養護者による高齢者虐待の発生要因が複雑、深刻になっており、養護者支援に苦慮する事例も増えていることから、対応する側も今まで以上に多機関との連携が必要となっています。

高齢者虐待対応業務の最前線で、支援活動をしている“行政”と“地域包括支援センター”の職員が、お互いに協議しながらよりよい対応方法を確立できるよう本マニュアルを活用していきたいと思えます。

そして、高齢者虐待を防止し、早期発見及び早期対応につなげていきながら、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく暮らすことができるよう支援していきましょう。